

【概況】

令和3年度は、前年度からの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の収束には程遠く、国内外で大きな影響が残った。しかしながら、他国より遅れていたワクチン接種はようやく進み、徐々にではあるが、経済も動きを見せた。

そのような中、近代オリンピック史上初めて延期された「東京2020オリンピック」が夏に開催され、我が国も史上最多のメダル獲得などで、明るいニュースももたらされた。

本会運営について、事業は今年も自粛が目立つ結果となったが、感染予防を徹底した上で開催出来たものもある。会議は「オンラインシステム」と「リアル」の併用で、必ずしも悪い事ばかりではなく、今後の会運営にヒントを得る事が出来た。

次年度は、公益法人としての立場は尊重しつつも、会員サービスの向上のため気軽に参加可能な小規模の集会や、税情報の提供を中心とした研修をはじめとする各種事業の企画、さらには地域社会貢献活動への取り組みを目指す。引き続き、本会の知名度・ステータスをアップさせ、会員であることが誇りに思えるよう、一致団結して組織運営に取り組む所存である。

コロナや加速する円安など、会員企業と同様の目線でアンテナを張り巡らす事も法人会の使命と感じ取り、会活動に邁進します。引き続き、皆様からのご支援、ご鞭撻をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

1、適正・公平な税制改正の提言

令和3年3月に、会員に対し「税制改正に関するアンケート」調査を実施し、その結果を集約した。その後、税制委員会で提言書を作成し、5月に以下のとおり神奈川県法人会連合会に提出した。神奈川県法人会連合会では、県内18の法人会から提出された提言書を取り纏め、県・税制委員会 正副委員長会議を経て、全国法人会総連合に神奈川県としての提言要望書を送った。

その後、10月の法人会岩手大会で決議された全国法人会総連合の提言事項、並びの本会の主張文書を、12月中旬 地域選出の衆議院議員、篠原豪議員・菅義偉議員・浅川義治議員に提出した。

《基本的な考え方》

1、簡素な税制 「税体系はシンプルに」

税の種類や国税・地方税の区分けについて、理解できている国民は少ない。税目が多いだけでなく、特例や控除額・課税対象外等 その複雑さから「意図的に分かりにくくしているのでは」と懐疑的、且つ不平等に受け止められ、税に対する憎悪感を増進させているようにすら感じる。

税体系を俯瞰的に見直し、簡素化するべきである。

2、公平な税制 「優良納税者には優遇措置を」

納税は国民・企業としての義務であり、大多数の経営者は適正な申告納税を行っているが、そうではない考えの経営者も散見されている。「正直者が馬鹿を見る」という制度、社会であってはならない。

納税は義務であるので、本来優劣をつけるべきではないが、納税者が意欲的に進んで納税するためにも、優良な納税者には何らかのインセンティブ(プラスアルファの行政サービスや優遇措置等)を与え

ることが必要と考える。

《個別意見》

1、事業承継税制

事業承継税制は、円滑化法に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度。

この事業承継税制には、会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」がある。

(1)個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるものに限る。)に係る事業(不動産貸付事業等を除く。)を行っていた事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた者が、個人の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合において、その事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度。

また、個人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となるが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となる。

(2)「法人版事業承継税制」は、特例措置と一般措置があり、(2)-1 特例措置は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成 30 年度税制改正では、これまでの措置に加え、10 年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の 3 分の 2 まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から 100%)等がされた特例措置が創設されました。

尚、法人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となるが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となる。

(2)-2 一般措置は、特例承継計画の作成、提出がない。

現行制度の問題点

◇個人版事業承継税制について

現行の税制では、不動産貸付業等資産管理事業に当たるものは、本制度の適用にならない。

⇒ 駐車場やアパートやマンションなどの不動産賃貸業も固定資産税を払い、土地の下落などのリスクを負った上で為されている事業であり、借り手が無ければ事業として存続できないものである。個人の自宅や娯楽品、投資用有価証券などとは一線を画するものと考え。従って、第三者へ賃貸しているものでも、本制度の対象とすべきと考える。

また、事業承継税制の変更が困難であるならば、相続財産の内、事業として必要な物と事業として必ずしも必要でない物とを分け、事業として必要な物は、評価額を軽減させる、或いは、税率を大幅に下げるなどの税制に変更願いたい。

◇法人版事業承継税制について

(1)現行の税制では、不動産貸付業等資産管理事業に当たるものは、本制度の適用にならない。

⇒ 前述と同じ理由から、不動産管理事業も含めて欲しい。特に、平時において本業での収入が少なかつたり、収入が不定期であるためやむなく本業を補完する目的で副業を行っている様な場合、不動産賃貸などの副業での収入が大きいと資産管理会社とみなされ、本制度の適用を受けることはできない。(林業収入が少なく、やむなくアパート等不動産賃貸収入で賄っているような場合などである)

(2) 一般措置では事業の継続が困難な事由が生じた場合、納税猶予の免除措置等の適用がない。即ち、本制度を利用した後継者が死ぬまで納税猶予は続くこととなり、その間発生する事業リスクも全て、後継者の手腕にかかってくることになる。

特例承継計画の策定等が不要でその導入時は簡易で導入し易い制度である一方、事業の先行きが見通しにくい中では、一般措置を選択することはリスクが高く、ハードルが高いものとする。

◇相続税に関して

前述の通り、相続税の課税対象の中でも事業の用に供している資産とそうでない純粋な個人資産とを分けて課税・評価すべきと考える。そして、事業の用に供している資産の中でも、自己が自己の事業の為にだけ使用している物だけを認めるのではなく、第三者への不動産賃貸や駐車場業も認めるべきと考える。また、簡便で負担の少ない事業承継を図るべきで、即ち、軽減(免除や猶予などの措置)措置を特例的に認めるのではなく、原則円滑な事業の承継を認め、例外的に適用を受けられないとする様、改めるべきと考える。

実際、特例措置が要求する特例承継計画の策定などは、中小企業のように規模の大きい、或いは、大手の資産家には向いているが、家族経営や零細企業にはその手続きなどが煩雑で妥当でない。

また、一般措置を選択した場合、前述の通り、将来の事業リスクを想定するとリスクが大きすぎる。特に、法人の所得税率と個人の所得税率とは既に乖離があるのであるから、相続税も純粋な個人所有と事業用とで税率が異なるのは妥当でないとする。

2、その他

◇税制改正提言の議論は 経済回復後に…

新型コロナの影響は続いており、まだ先が見えず予断を許さない状況である。本会会員も少なからず影響を受け、苦しんでいる事業者も多い。先ずは企業が生き残ることが重要であり、先が見通せない現状においては、直近の資金対策(助成金や無利子融資等)の継続や拡充等、機動的、かつ柔軟な迅速対応を強く望む。

※コロナ後を見据えて

新型コロナで財政は大盤振る舞いとなっているが、いずれ増税等で回収されることは必至。

今後どの程度の増税があるのか見通しが立たない為、新規投資を含め躊躇してしまっている。

◇役員報酬 増減の柔軟化

新型コロナ等により、企業業績が急激に変わってしまうことがある為、役員報酬については期首から3か月以内ではなく、業績に応じて増減可能となるような柔軟な制度に改めてほしい。

◇特例の延長期間

税制改正の際に、必ずと言っていいほど「〇〇の特例を2年間延長」なるものが数種類出てくる。

この期間設定が短すぎる。税体系を俯瞰する観点からも、長いスパンでの延長を望む。

◇租税教育

消費増税の目的が、教育の無償化や社会保障費への充当となり、また2022年からは成人年齢が満18歳以上となる。成人を「社会に対して責任を負える人間」と定義するならば、高校までの基礎教育は無償とする代わりに、福祉施設でのボランティア等 社会奉仕活動を義務とし、社会保障

費の削減に助力する等、単に選挙権を得るだけにならないよう、その体験から“税とは何か”を考えさせる教育とすべきである。

2、組織の強化

税制改正提言等の活動の為には組織基盤の維持・拡大は必須条件であると考え。

新設法人説明会のプログラムを見直し、研修会の席上 当局のお力添えをいただきながら、組織委員を中心に法人会の存在意義の説明、加入のおすすめ等 活発な PR を行った。会員増強施策としては、10～12 月を会員増強強化月間と定め、役員をはじめ委員・支部役員・部会員、並びに受託保険会社営業推進員・代理店が一丸となって、目標に向かって加入勧奨を実施した。

しかしながら、企業の廃業・M&Aによる法人消滅等の理由で退会する会員は引き続き多く、結果的に正会員数は、前年比 45 社の減少となった。

◇会員数の状況

前年度末会員数	2,218 社
本年度末会員数	2,173 社
令和 3 年度期中増減 入会 35 社、退会 80 社 (△45 社・前年比 97.9%)	
他、法人賛助会員 50 社(−2 社)、個人賛助会員 72 人(−1 人)	

3、事業活動の充実化

【公益目的事業】

1、税に関する事業

①税知識普及に寄与する事業

・新設法人説明会	隔月(奇数月)で年 5 回開催(1 月中止)	参加者 24 名
・決算法人説明会	毎月 1 回(4・6・3 月は 2 回) 計 15 回	参加者 192 名
・法人税申告書の書き方研修会	2 月 1 日～3 月 2 日まで 5 回	参加者 18 名
・源泉所得税関係実務研修会	6 月 16 日～12 月 9 日 全 8 回	参加者 129 名
	源泉徴収制度の概要、給与所得について、年末調整のしかた 法定調書の作成、社会保険・労働保険の仕組み	
・インボイス制度説明会	12・1・3 月 全 3 回	参加者 25 名
・小学校租税教室(青年部会)	5 月 14 日 横浜市立 屏風ヶ浦小学校	6 年生対象
	5 月 17 日 横浜市立 港南台第一小学校	6 年生対象
	5 月 18 日 横浜市立 南小学校	6 年生対象
	5 月 24 日 横浜市立 金沢小学校	6 年生対象
	5 月 31 日 横浜市立 高舟台小学校	6 年生対象
	7 月 8 日 横浜市立 杉田小学校	6 年生対象

②納税意識の高揚を目指す事業

・納税表彰式	11 月 12 日 横浜南税務署 大会議室
・女性部会税に関する絵はがきコンクール	夏休み期間 地域小学生を対象に募集 応募数 679 部

12月8日 表彰式(ウィリング横浜研修室)

- ・会報(南法ニュース)による税情報の発信 奇数月 計6回発行 @2,600部発行
会員には発送、他 税務署・区役所・金融機関等において無料配布
- ・ホームページによる税情報の発信 (電子ブックで会報を掲載)
税務関係研修会、企業向け各種研修会等、
租税教育関係、税制改正提言事項
- ・税務スケジュール入りカレンダーの作成、配布 会員用 2,350部、他一般配布用 150部余

③税制の調査研究と改正事項提言に関する事業

- ・令和4年度税制改正に関するアンケート実施と結果集約 提出件数 37通
- ・令和4年度税制改正提言事項の取り纏め
- ・地域選出国會議員への提言書提出
 - 12月13日 磯子区・篠原豪衆議院議員事務所 訪問者 3名
 - 12月16日 南区・菅義偉衆議院議員事務所 訪問者 4名
 - 12月24日 金沢区・浅川義治衆議院議員事務所 訪問者 2名
- ・全国青年の集い佐賀大会 11月25~26日 租税教育活動プレゼンテーション等 参加者 1名

2、地域企業の発展に寄与する事業

- ・ホームページ上のインターネットでセミナー「オンデマンドサービス」→会員優待制度からアクセス
一般経営・政治経済・税務・法律・労務・人材育成・ライフスタイル等
- ・税務相談 毎月第3・4木曜日、5月のみ毎週 川西千穂税理士 利用者 17名
- ・労務相談 毎月第1・3水曜日 蜂谷太一・松本陽子社会保険労務士 利用者 10名
- ・初級簿記講習会 9月1日~10月27日 全9回 受講生 10名
- ・優秀経理社員表彰制度 5社
- ・経営研修会 3月15日 花柳界で学んだ福を呼ぶ小さな心がけ
講師 千代里(ちより)氏 参加者 38名

<各支部>

- ・南第1・第2支部経営研修会 3月25日 “伝わる”ように“伝える”方法とは
講師 フリーアナウンサー 長谷川豊氏 参加者 22名

3、地域社会に貢献する事業

<各支部>

- ・金沢第1・第2支部音楽の集い 2月18日 DUOR「未来へと続くピアノデュオ」 参加者 122名
- ・南第1支部地域清掃 10月19日 蒔田公園
11月26日 富士見川公園
- ・港南支部河川清掃 10月30日 平戸永谷川
- ・磯子支部地域清掃 11月5日 JR新杉田駅
12月15日 京急杉田駅

【収益事業等】

1、収益目的事業

- ・労働保険事務組合 労働保険の事務手続き代行

2、会員拡大並びに組織増強に関する事業（共益事業の推進）

- ・法律相談 佐藤 裕 弁護士 利用者 9 名
- ・第 9 回通常総会 6 月 23 日 総会出席者 1,127 社(内委任状による出席 1,089 社)

- ・事業についてのアンケート 事業研修委員会企画による事業アンケート 参加者 38 名
回答者 42 名
- ・横浜南ボーイズカップ野球大会 12 月 11 日～18 日 15 チーム参加
- ・少年スポーツ協賛事業 野庭ミニバスケットボール C/リトルバイキングズ 計 2 件

〈青年部会〉

- ・年間事業報告会 4 月 27 日 事業報告・決算報告等 参加者 37 名
- ・県法連絡協議会セミナー 10 月 13 日 情報交換会(ホテルプラム) 参加者 11 名
- ・家族交流会 10 月 24 日 横浜八景島シーパラダイス 参加者 47 名
- ・ゴルフコンペ 11 月 16 日 南総カントリークラブ 参加者 16 名
- ・異業種交流会(忘年会) 12 月 7 日 状元楼 参加者 47 名

〈女性部会〉

- ・年間事業報告会 書面開催
- ・災害用トイレの配布(全部会員対象)

〈各支部〉

「会員交流会」

- ・南第 1 支部 11 月 26 日 旬菜ダイニング 月兎 参加者 21 名
- ・港南支部 12 月 6 日 バス研修(富岡製糸場ほか) 参加者 24 名

「税務座談会」

- ・南第 1 支部 12 月 15 日 税務研修会・意見交換 参加者 15 名
- ・南第 2 支部 12 月 21 日 税務研修会・意見交換 参加者 16 名

3、福利厚生事業の推進

- ・会員優待制度(県内 14 法人会共同事業)の利用促進会員優待カード・サービスブックの配布
- 東京ディズニーリゾート割引利用券抽選会 当選者 45 名
- ・成人病検診 夏季 9 月 28 日 全 1 回 受診者 61 名
冬季 3 月 1 日～3 月 18 日まで全 6 回
受診者 222 名

- ・経営者大型保障制度の普及推進 大同生命保険
- ・ビジネスガード(業務災害総合保険)の普及推進 AIG 損害保険
- ・がん保険・医療保険制度の推進 AFLAC
- ・貸倒保障制度の普及推進 三井住友海上